



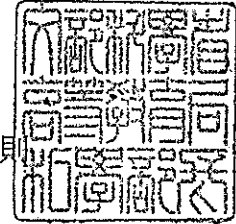
30文科高第305号
平成30年7月10日

各 都 道 府 県 知 事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省高等教育局私学部長

村 田 善 則



(印影印刷)

平成30年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の私立学校における
就学機会の確保等について（通知）

文部科学省においては、この度の平成30年7月豪雨の発生以降、「平成30年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成30年7月9日付け初等中等教育局長通知）等により、児童生徒等の就学機会の確保等への御協力をお願いしてきたところですが、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、平成30年7月豪雨により被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所轄の私立学校に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の私立学校への受入れ等について

被災した児童生徒等から私立学校への受入れの希望があった場合には、各学校の状況に応じて、可能な限り受入れに努めることが望まれること。

また、私立学校に対して補助を行っている都道府県においては、その配分の際、被災した児童生徒等の転出入に伴う在学者数の増減と定員の関係について、弾力的に取り扱うことが望まれること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

災害救助法の適用を受けた地域で、学校で給与された教科書を喪失又は損傷している場合には、学校の教科書の給与を受けられるよう、教育委員会と連携し、適切に対応すること。

また、以下の点については、当該関係事務を所管する都道府県教育委員会へ周知済みであること。（「平成30年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成30年7月9日付け初等中等教育局長通知）

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成30年度用教科書を無償給与すること。

なお、転入学前の学校で給付された教科書を滅失、棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には、教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 私立学校における授業料（保育料）等の取扱いについて

私立学校において、今回の豪雨により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対し、配慮を行うことが望まれること。

また、都道府県においては、私立学校の行う授業料（保育料）等の減免に関し、適切な支援を行うことが望まれること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。また、必要に応じて教育委員会と連携を図ること。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により年度の中途において家計が急変した私立高等学校等に在学する高校生等に対し、私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うことが望まれること。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うことが望まれること。

さらに、卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うことが望まれること。

6. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮することが望まれること。

7. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受ける

ことができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮することが望まれること。

8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた私立学校においては、臨時健康診断の実施や心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮することが望まれること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮することが望まれること。

【本件連絡先（とりまとめ）】

文部科学省高等教育局
私学部私学行政課法規係
(電話) 03-6734-2527
(FAX) 03-6734-3395
(E-mail) sigakugy@mext.go.jp

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課助成第四係
(電話) 03-6734-2547
(FAX) 03-6734-3396
(E-mail) sigakujo@mext.go.jp